公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会
定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会と称する。

（事務所）

第２条　この法人の事務所及び所在地は、次のとおりとする。

事務所の区分	所　　在　　地
主たる事務所	香川県高松市
従たる事務所	香川県高松市
	香川県丸亀市
	香川県坂出市
	香川県善通寺市
	香川県観音寺市
	香川県さぬき市
	香川県東かがわ市
	香川県三豊市
	香川県小豆郡小豆島町
	香川県木田郡三木町
	香川県綾歌郡宇多津町
	香川県綾歌郡綾川町
	香川県仲多度郡多度津町

（目的）

第３条　この法人は、定年退職者等の高年齢者(以下「高年齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第５条において同じ。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

（２）臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、都道府県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週 40 時間までとすることができる。

（３）高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

（４）高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

（５)香川県下におけるシルバー人材センター事業の発展を促進するための調査研究、普及啓発等に必要な事業を行うこと。

（６）前５号に掲げるもののほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

（７）その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

２　前項の事業は、香川県において行うものとする。

第２章　会員

（種別）

第５条　この法人の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の３種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

２　正会員は、次に掲げるものとする。

（１）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第４１条の指定を受けた法人であって、理事会の承認を得たもの

（２）この法人の目的に賛同し、その事業を理解している一般社団・財団法人法第３条の法人又は公共的団体で次のいずれにも該当する者を会員とするものであって、理事会の承認を得たもの

イ　当該一般社団・財団法人法第３条の法人又は公共的団体の目的に賛同し、その事業を理解している者

ロ　原則として６０歳以上の者

ハ　健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

３　特別会員は、この法人の事業の育成及び援助を行う団体又は学識経験者等で、理事会の承認を得たものとする。

４　賛助会員は、香川県内に住所又は事務所がある個人又は団体であってこの法人の目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たものとする。

（入会）

第６条　正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

２　入会は、理事会においてその可否を決定し、これを通知するものとする。

（会費）

第７条　正会員及び特別会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第８条　正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会したとき。

（２）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

（３）１年間以上会費等を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（５）全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

（退会）

第９条　正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の４分の３以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の１週間前ま

でに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この法人の定款又は規則に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（３）その他の正当な事由があるとき。

２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 11 条　会員が第８条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

２　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　総会

（構成）

第 12 条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 13 条　総会は、次の事項について決議する。

（１）役員の選任又は解任

（２）役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準

（３）役員の賠償責任の免除

（４）定款の変更

（５）各事業年度の事業報告及び決算の承認

（６）会費及び賛助会費の金額

（７）会員の除名

（８）解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

（９）合併

（１０）前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種別及び開催）

第 14 条　この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

２　定時総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会において開催の決議がなされたとき。

（２）正会員及び特別会員総数の１０分の１以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

（招集）

第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　会長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第 16 条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

（議決権）

第 17 条　総会における議決権は、正会員及び特別会員 1 名につき 1 個とする。

（定足数）

第 18 条　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第 19 条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第４９条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって行う。

（書面議決等）

第 20 条　総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第 21 条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

２　議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員

（役員の設置）

第 22 条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　５名以上９名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を会長、１名を副会長、１名を常務理事とする。

３　前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 23 条　役員は、総会の決議によって選任する。

２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務・権限）

第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

２　会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

５　会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　前２項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

（任期）

第 26 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定

時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　役員は、第２２条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（解任）

第 27 条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の４分の３以上の議決に基づいて行なわなければならない。

（報酬等及び費用）

第 28 条　会長には職務執行の対価として報酬を支給することができ、その他の役員は無報酬とする。

２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

（取引の制限）

第 29 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（３）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における連合会とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（役員の責任の免除）

第 30 条　この法人は、役員の一般社団・財団法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の４分の３以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第５章　理事会

（構成）

第 31 条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 32 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

（２）前号に定めるもののほか法人の業務執行の決定

（３）理事の職務の執行の監督

（４）会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

（５）各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

（開催）

第 33 条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第 34 条　理事会は、会長が招集する。

２　前条第３号による場合は、理事が、前条第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

３　会長は、前条第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

５　前項に関らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第 36 条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第 37 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 38 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の管理）

第 40 条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（事業年度）

第 41 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 42 条　この法人の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

２　第１項の事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

３　第１項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 43 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類

を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）役員の名簿

（３）役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

４　第１項及び前項の書類は、毎事業年度の経過後３ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

（長期借入金）

第 44 条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決を経なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 45 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第４３条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 46 条　この定款は、第４８条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総

数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の４分の３以上の議決により変更することができる。

２　公益認定法第１１条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

３　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第 47 条　この法人は、一般社団・財団法人法第１４８条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の４分の３以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 48 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第３０条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第２０号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第 49 条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第２０号に掲げる法人に寄附するものとする。

第８章　事務局

（事務局）

第 50 条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 51 条　この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

により行う。

第１０章　雑則

（委任）

第 52 条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　則

1　この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。ただし、第４条第２号の規定は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第４７条第２項の規定に基づき労働大臣に届け出た日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、第 11 条第１項から第３項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第１項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日から最初の通常総会の開催の日までとする。

3　この法人の設立当初の会員は、第５条第２項から第４項までの規定にかかわらず、別紙会員名簿のとおりとする。

4　この法人の設立当初の会計年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成９年３月 31 日までとする。

5　この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第 31 条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附　則

1　この定款は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 11 年６月 22 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 13 年４月 25 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 13 年７月 16 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 14 年７月９日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 15 年７月 10 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 16 年４月 16 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 17 年３月 31 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 17 年６月 30 日から施行する。

2　この定款の施行の際現に在任する理事に係る員数については、改正後の第１１条第１項第４号の規定にかかわらず、その任期が満了する日までの間は、なお従前の例による。

附　則

1　この定款は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 18 年 7 月 7 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 20 年 7 月 9 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 20 年 11 月４日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 21 年４月 30 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 21 年 10 月 28 日から施行する。

附　則

1　この定款は、香川県知事の認可のあった日（平成 22 年３月１０日）から施行する。

2　この定款の変更後の第２条の規定は、平成 22 年３月 30 日から適用する。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事は鶴川舜一及び多田羅寛、業務執行理事は中川智司とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則

1　この定款は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

2　この定款の変更後の第２条の規定は、平成 24 年７月１日から適用する。

附　則

1　この定款は、平成 25 年 6 月 18 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附　則

1　この定款は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

附　則

1　この定款は、令和 3 年 6 月 16 日から施行する。

附　則

1　この定款は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。

附　則

1　この定款は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

附　則

1　この定款は、令和 7 年 6 月 18 日から施行する。